

# 令和2年度 第1回三郷市障がい者就労支援ネットワーク会議

## 次 第

日 時：令和 2年 8月18日（火）  
13時30分～15時00分  
場 所：三郷市役所 全員協議会室

### 1. 開 会

### 2. 挨拶

### 3. 議 事

- (1) 新型コロナウイルスによる各機関への影響及び対応について【資料1】
- (2) 三郷市障がい者計画・第6期三郷市障がい福祉計画策定進捗状況について【資料2-1、2-2、2-3】【参考資料1、2】
- (3) 三郷市における障がい者就労支援に関する地域分析の方向性について【資料3】【参考資料3、4、5】
- (4) その他

### 4. 閉 会

## 資料 1

新型コロナウイルスによる三郷市障がい者就労支援業務への影響について

### 1. 対応経過

年月日	国・市の対応について	当センターの対応について
R2.4.7	【国】緊急事態宣言（7都府県）	不要不急の対応自粛 職員時差勤務実施
R2.4.16	【国】緊急事態宣言（全国）	業務縮小（原則電話、メール等での相談対応）
R2.4.20		2交代制勤務（出勤・他係応援業務・在宅）
R2.5.12		ふくし総合相談室応援業務
R2.5.25	【国】緊急事態解除宣言	
R2.6.1		2交代制勤務解除
R2.6.18		ふくし総合相談室応援業務終了

### 2. 業務実績など

	出張対応	来庁対応	就職者	離職者	新規登録者
4月	24【60】	45【49】	14【14】	1【3】	4【4】
5月	5【85】	12【63】	0【5】	5【3】	0【2】
6月	42【64】	66【62】	2【5】	6【2】	8【3】

※【 】内は前年同月

### 3. 今後について

(1) 求人状況の変化への対応について

(2) オンラインなどを利用した支援について

(3) 「多様な働き方」に対応した支援方法の研究について

## 資料 2-1

### 三郷市障がい者計画・障がい福祉計画策定進捗状況について

1. 「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」とは【資料2-2】

2. 計画等策定（就労支援部分抜粋）に関する国及び県の考え方【参考資料2】

(1) 計画策定に関する国・県・市の関係について

- ①国と市町村及び県の関係について<P1>
- ②県と市町村の関係<P44>

(2) 国の計画に係る基本指針の見直しについて【参考資料1】

(3) 県の基本的な考え方【参考資料2】

❖ 2 計画策定の視点（3）就労支援の強化<P21>

障害者がそれぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制づくりを整備する。

このため、就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進める。

また、地域における福祉関係の機関と労働及び教育関係の機関が協力して雇用の促進を図っていく。

(4) 数値目標の設定に係る県の考え方【参考資料2】

- ❖ 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行<P23> 《活動指標》
- ❖ 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築<P24> 《活動指標》
- ❖ 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実<P25> 《活動指標》
- ❖ 4 福祉施設から一般就労への移行等<P26> 《国基本指針と県の考え方》

令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事

業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

《数値目標》《活動指標》

(5) サービス量の見込みに係る県の考え方

❖ 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援<P33、34>

### 3. 令和2年度計画策定スケジュール【資料2-3】

## 「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」とは

### 【大要】

#### ・「障がい者計画」は…

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき策定するもので、障がいのある人の生活等に関する全般的な事項についてその市町村の方針を定める計画で、比較的長期の計画期間を目標に策定が行われるもの。

#### ・「障がい福祉計画」は…

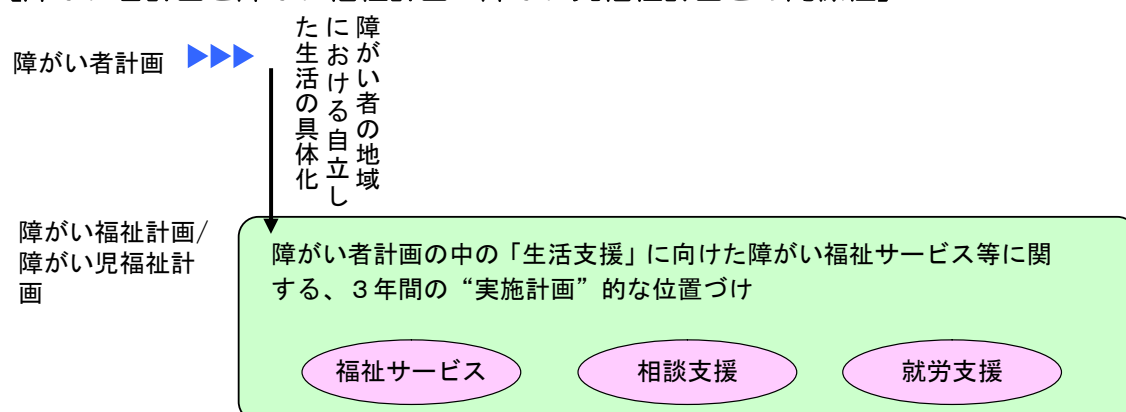
障害者総合支援法第 88 条に基づき策定するもので、その市町村の「指定障がい福祉サービス」や、相談支援・コミュニケーション支援などの「地域生活支援事業」を実施するための計画で、3 年毎に見直しを行うもの。

#### ・「障がい児福祉計画」は…

児童福祉法第 33 条の 20 に基づき策定するもので、その市町村の「障がい児通所支援」等の提供体制の確保や、その他の「障がい児通所支援」のための事項を円滑に実施するための計画で、3 年毎に見直しを行うもの。

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法（第 11 条第 3 項）	障害者総合支援法（第 88 条）	児童福祉法（第 33 条の 20）
主な内容	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める	障がい福祉サービス等の確保などに関する計画	障がい児通所支援等の円滑な実施などについて定める
計画期間	中長期の計画で、期間任意 （「基本的考え方〔構想〕」6 年 or 10 年で「基本計画」3 年 or 5 年など、さまざま）	3 年を 1 期 （第 6 期：令和 3～5 年度）	3 年を 1 期 （第 2 期：令和 3～5 年度）
備考	障害者基本法直近改正…平成 25 年 6 月	障害者総合支援法成立…平成 24 年 6 月	児童福祉法当該改正…平成 28 年 5 月

### 【障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画との関係性】



令和2年度計画策定スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
計画案作成													
懇話会													
市内検討委員会													
作業部会													
アンケート													
団体にアリソング													
市内会議													
市民への周知													
パブリックコメント													
印刷製本準備													
計画開始													
事務局	4/15 委嘱書、 会員名簿の郵 送	5/11 R元年度 進捗状況調査 締め切り(市内 調査)	R元年度「障 がい福祉サー ビスの推進」の 状況 集計	第1回懇話会 (郵送方式) アンケート内容 に対するご意 見提出依頼 他 ・市内検討委員 会(文書) 内容は懇話会 と同じ※作業 責任者を依頼 する 7/13 県説明会	アンケート発 送・回収 ・事業所ヒアリ ング	計画の検討 ・アンケート、ヒ アリング集計・ 分析	計画の検討 ・政策会議 (10/28)	広報掲載(12 月号)	パブリック実施 (窓口、HP、各 施設等) 12/15~1/19	パブリック意見 を元に一部修 正 ・計画案の決定	計画書、計画 書(概要版)の 印刷	広報掲載(3 月号) ・HP掲載 ・計画配布	

## 三郷市における障がい者就労支援に関する地域分析の方向性について

### 1. 本議題の目的

障がい者就労支援における地域的な特性を把握、分析することによって、当市の強みや弱みを把握するにあたり、第一段階として収集すべき調査項目について検討を行う。

### 2. 調査項目

#### (1) 基礎項目

- ①地勢、人口、面積、人口密度、市民所得（産業別）、市内総生産など
- ②障がい者数【手帳所持者数（身体・療育・精神）】
- ③事業主の状況【事業所数、産業分類、障がい者雇用状況など】
- ④社会資源 【市内サービス事業所や就労支援関連機関】

#### (2) 三郷市障がい福祉計画策定に関するアンケートに基づく調査【参考資料3】

- ①就労状況について（就労形態別）
- ②就職の際のサービス利用について
- ③就労継続に必要なサービスについて
- ④就労希望調査
- ⑤就労するにあたり必要な条件について
- ⑥働く際に必要な支援について

#### (3) 就労支援関連機関による集計項目について

- ①就職先や離職理由、サービス利用期間など
- ②相談数、相談内容など

### 3. 調査項目に関する参考資料について

#### (1) 三郷市 障がい者福祉に関する実態調査

- ①調査年度 令和2年度（予定）
- ②調査対象 当市が援護の実施期間である身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者

#### (2) みさと統計書【参考資料4】

- ①調査年月 平成26年度から令和2年度（項目による）
- ②調査対象 市各課におけるデータを集約

#### (3) 三郷市労働実態調査【参考資料5】

- ①調査年度 令和元年度
- ②調査対象 市内所在の主に従業員数が5人以上の事業